

平成 28 年 7 月 7 日付けで提出を受けた住民監査請求について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行い、下記のとおり、平成 28 年 8 月 30 日に請求人へ通知しました。

福岡市監査委員 齋 田 雅 夫
同 伯 川 志 郎

住民監査請求（福岡市職員措置請求）の監査結果について（通知）

平成 28 年 7 月 7 日に提出のあった住民監査請求（福岡市職員措置請求）について、地方自治法第 242 条第 4 項の規定により監査を行ったので、同項の規定によりその結果を次のとおり通知します。

第 1 住民監査請求の提出

1 住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）の内容等

(1) 請求人

別表のとおり。

(2) 提出日

平成 28 年 7 月 7 日

(3) 請求の要旨（「福岡市職員措置請求書」の原文のまま。）

1、違法・不当な高島市長の行為

高島市長は、本年 2 月 11 日に福岡国際会議場で開かれた「日本会議福岡」主催の「日本の建国をお祝いする集い」に出席し、祝辞を述べました。

しかしながら、本件行為は、以下述べるとおり、違法・不当なものです。

①市長の憲法擁護義務違反です。

主催団体「日本会議福岡」は、「憲法改正」を唱える団体です。市長が出席し、祝辞を述べたことは、日本会議の改憲趣旨に賛成を表明したことと同義です。

同集いの開催要項には、映画「今こそ日本国憲法を改正しよう」（仮称）上映と記載されており、日本会議福岡の改憲的性格を表しています。高島市長の出席は公務扱いされ、公金も支出されていますが、本件行為は、憲法99条に定める「憲法尊重擁護義務」に違反しています。

②市長の政治的中立性を破壊する暴挙です。

福岡市は、3年間続けてきた「平和のための戦争展ふくおか」への名義後援を「特定の主義主張」を理由に取りやめました。福岡市は「原発は要らない」や関連講演会講師の「脱原発をしなければならない」があったからだとし市議会で答弁しています。これは思想及び良心の自由、表現の自由への侵害行為ですが、「改憲」の主義主張の集会に市長が祝辞を述べたことは、福岡市の行政としての政治的中立性を踏みにじる行為であり、改憲の方向に踏み込んだ行為です。

③市長の祝辞の内容は偏見に満ちています

日本国憲法は13条で「すべて国民は、個人として尊重される」と明記しています。福岡市はその憲法を実現するために、地方自治体としてその責務を全うすべきですが、市長祝辞にあるのは「国旗は、国家の象徴としてなくてはならないものであります。」など国家主義的なことばです。子どもたちが親しみを持つべきは、平和と豊かな自然であり社会であって、「日の丸」が象徴する国家による侵略と戦争ではありません。

2、公金の支出

福岡市からの2016年3月31日付け回答によると、市長の人件費の他に随行秘書が勤務時間4時間で14,808円、運転手2時間で7,404円、公用車の燃料費114円公金が支出されています。これに、市長の人件費相当分を想定すると、130万円÷20日÷2＝32500円になります。よって、公金支出総額は、54,826円となります。

3、結 語

私たちは、市長が違法・不当な本件行為により福岡市に与えた損害54,826円を賠償するよう求め本件措置請求に及ぶものです。

(4) 事実証明書

- ア 平成 28 年 2 月 26 日付け公文書公開決定通知により公開された市長祝辞（案）等の公文書の写し
- イ 平成 28 年 3 月 17 日付けで平和をあきらめない人々のネットワーク・福岡等が福岡市長に提出した「日本の建国をお祝いする集い」参加への抗議に関する文書の写し
- ウ 上記イの文書に対する平成 28 年 3 月 31 日付け福岡市長回答文書の写し
- エ 平成 28 年 3 月 14 日付けで平和をあきらめない人々のネットワーク・福岡等が福岡市長に提出した「日本の建国をお祝いする集い」参加への再抗議に関する文書に対する平成 28 年 4 月 28 日付け福岡市長回答文書の写し
- オ 平成 28 年 2 月 12 日の朝日新聞記事等の写し
- カ 平成 28 年 4 月 26 日の西日本新聞記事の写し
- キ 俵義文著「『日本会議の全貌』一知られざる巨大組織の実態一」（花伝社）の書籍

2 監査委員の除斥

森英鷹監査委員及び国分徳彦監査委員は、地方自治法（以下「自治法」という。）第 199 条の 2 の規定により本件監査請求の監査から除斥された。

3 要件審査

本件請求は、自治法第 242 条所定の要件を備えているものと認め、平成 28 年 7 月 20 日、これを受理した。

第2 監査の実施

1 監査の対象

平成28年2月11日に福岡国際会議場において開催された「日本の建国をお祝いする集い」（以下「本件式典」という。）に市長が出席し祝辞を述べたこと（以下「本件式典への出席等」という。）に伴い要した経費に係る公金の支出の違法性・不当性の有無について監査を行った。

2 監査対象部署

市長室秘書課

3 請求人による陳述

平成28年8月1日、監査対象部署の関係職員の立会いのもと、請求人による陳述を聴取した。

4 監査対象部署の関係職員による陳述

平成28年8月1日、請求人の立会いのもと、監査対象部署の関係職員による陳述を聴取した。

5 関係人調査

本件式典の主催者である日本会議福岡（以下「主催者」という。）の事務局から関係書類の提出等を受けた。

第3 監査の結果

1 確認した事実

監査対象事項に関する事実関係等について、次のとおり確認した。

(1) 概要

平成28年1月、主催者から市長に対し、日本の建国をお祝いするために、その主催する本件式典の第一部の奉祝式典（以下「第一部式典」という。）に臨席し、来賓として祝辞を述べてもらいたい旨の案内があった。

同年2月11日、市長は、市役所本庁舎から監査対象部署所属の自動車運転手（以下「運転手」という。）が運転する市長専用の庁用自動車（以下「公用車」という。）に同所属の市長担当秘書（以下「秘書」という。）とともに乗車して福岡国際会議場に出向き、第一部式典に出席したうえ、祝辞を述べた。

第一部式典には、福岡県選出の国会議員（大臣政務官を含む。）、福岡県副知事、福岡県議会議員、福岡市議会議員等も出席していた。

第一部式典が終了した後、市長は、再び運転手が運転する公用車に秘書とともに乗車して市役所本庁舎に帰庁した。

なお、当日の公用車の運行表には、使用時間は、13時から14時45分までと記録されている。

(2) 本件式典の内容等

ア 市長への案内状によれば、本件式典は、次の開催要項（抜粋）に基づき行われた。

- | | |
|-----|----------------------------|
| ○期日 | 2月11日（木／祝）13時30分開会（12時半開場） |
| ○場所 | 福岡国際会議場（メインホール） |
| ○内容 | 式典・講演 |
| | 第一部 奉祝式典 |
| | 第二部 記念講演・映画上映 |
| | 講師 （略） |
| | 演題「台湾人が尊敬する日本精神」 |
| | 講師 （略） |
| | 演題「世界に誇る国柄を憲法へ」（仮題） |
| | 映画「今こそ日本国憲法を改正しよう」 |
| ○規模 | 1,000人 |

なお、本件式典は、参加費500円で一般に公開されたが、市長は、主催者からの

依頼による来賓としての出席のため参加費は無料であった。

イ 第一部式典の内容について

前記のとおり、本件式典は2つの部で構成され、監査対象部署が主催者から入手した資料によれば、第一部式典の次第等は、次のとおりであった。

一、 開会の辞	13 : 30
一、 国旗敬礼	13 : 34
一、 国歌斉唱	13 : 35
一、 会長挨拶	13 : 37
一、 来賓紹介	13 : 48
一、 祝辞	13 : 52
一、 紀元節の歌斉唱	14 : 04
一、 祝電披露	14 : 09
一、 舞台替え／移動	14 : 12

ウ 第一部式典で市長が述べた祝辞について

市長は、第一部式典において、市長室の関係職員が作成した以下の内容の祝辞案に基づき祝辞を述べた。

福岡市長の高島でございます。

本日、「日本の建国をお祝いする集い」が盛大に開催されることをお慶び申し上げます。また、すべての国民の皆様とともに、建国記念の日をお祝いしたいと思います。

「建国をしのび、国を愛する心を養う」と、されている今日の日、これまで先人達が作り上げてきた、日本の素晴らしい伝統や、礼儀、価値観などを後世に受け継いでいくことが大変重要であり、私たちの使命であると、その責任の重さを改めて感じております。

将来を担う子どもたちが健やかに育ち、国際社会の中で、自律した国民としてたくましく生きていくために、日本の伝統や文化を大切に、社会全体で思いやりの心や、命を大切にする心を育むことが重要です。そのため、福岡市におきましては、道徳教育推進モデル校を設置するなど、学校、家庭、地域が一体となって、子どもの道徳教育に取り組む環境づくりを進めております。

また、国旗は、国家の象徴としてなくてはならないものであります。福岡市におきましては、平成25年6月から、市内の全ての公民館において国旗掲揚を徹底す

るとともに、平成26年3月からは、市内の全ての福岡市立の学校において、国旗を常時掲揚し、子どもたちが日ごろから国旗に慣れ親しみ、主体的に尊重する態度が育つような環境づくりに努めてまいりました。

福岡市は、先人達のご尽力もあって、国内外から住みやすいまちとして高く評価され、現在も人口は増加を続けております。これからも、私達は、先人から受け継がれてきたすばらしい日本の文化や伝統を継承しながら、この福岡を元気で魅力あふれるまちにし、九州、日本の成長を力強く牽引する役割を果たし、誇れる日本の都市にしていきたいと思いますと考えております。

最後に、改めて、建国記念の日を心からお祝い申し上げますとともに、皆様のご健勝を祈念いたしまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、誠におめでとうございます。

(3) 主催者等について

ア 主催者の規約には、次のように定められている。

日本会議福岡規約（抜粋）

（事務所）

第2条 本会の事務所は、福岡市内に置く。

（構成）

第3条 本会は日本会議の趣旨に賛同する団体、企業、及び個人をもって構成する。

（目的）

第4条 本会は、美しく豊かな日本の歴史、伝統、文化を尊重し、戦後国民の中から失われた「真の日本人であること」の共通基盤を確立し「誇りある日本国」を再建するため、「日本会議」の綱領および運動方針に則り、福岡県における国民運動を展開することを目的とする。

（事業）

第5条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 国民統合の中心である皇室を尊び、国民同胞感を涵養するため、皇室の御慶事などの奉祝活動等を行い、皇室の伝統、歴史的意義を広く国民に啓蒙する事業を展開する。
- (2) わが国本来の国柄に基づく「新憲法」の制定を推進し、あらゆる機会を捉え、憲法改正への世論の醸成に努める。
- (3) わが国の正しい進路を求め、独立国家たる主権と名誉を保全し、社会秩序を

守り、また世界との共存共栄の実現を目指すため「政治」「外交」「防衛」「国際協調」などの時局諸問題に関し、広く研究し提言する。

(4) 荒廃した学校教育・家庭教育に日本の精神文化、伝統的感性を回復し、日本国民の誇りと祖国への愛情をもった健全な青少年を育成するため、国民各層に対し、その問題点を提示し、必要な運動を起こす。

(5) その他、前条に規定する本会の目的達成に必要な事業を実施する。

イ 上記規約第4条において引用される「日本会議」の綱領については、「日本会議」のホームページにおいて次のように記載されている。

綱 領

- 一、 我々は、悠久の歴史に育まれた伝統と文化を継承し、健全なる国民精神の興隆を期す
- 一、 我々は、国の栄光と自主独立を保持し、国民各自がその所を得る豊かで秩序ある社会の建設をめざす
- 一、 我々は、人と自然の調和をはかり、相互の文化を尊重する共生共栄の世界の実現に寄与する

ウ 「日本会議」の活動方針について、「日本会議」のホームページにおいて次のように記載されている。

日本会議の活動方針（抜粋）

- 1 私たちは、我が国の正しい進路を求め大切な時局問題に迅速に取り組みます。
- 2 私たちは、「国会議員懇談会」とともに誇りある国づくりを進めます。
- 3 私達は、全国の津々浦々に国を愛する草の根の国民運動の輪を広げます。
- 4 私たちは、青少年の健全な育成を願い女性運動や教育運動に取りくみます。
- 5 私たちは、誇りある国づくりのため、全国に情報ネットワークをつくり上げます。
- 6 私たちは、美しい日本の心を伝えるため、さまざまな文化事業に取りくみます。

(4) 建国記念の日について

国民の祝日に関する法律（以下「祝日法」という。）は、第1条において「国民こぞって祝い、感謝し、又は記念する日を定め、これを「国民の祝日」と名づける。」とし、第2条において、「国民の祝日」のひとつとして次のように規定する。

建国記念の日 政令で定める日 建国をしのび、国を愛する心を養う。

この規定を受け、建国記念の日となる日を定める政令は、「国民の祝日に関する法

律第2条に規定する建国記念の日は、2月11日とする。」と規定する。

(5) 本件式典への出席等に要した経費について

ア 秘書の給与

秘書は、本件式典が開催された日の11時20分から15時まで、市長の本件式典出席の随行をすること等を勤務内容とする休日勤務を行い、4時間分の休日勤務手当の支給を受けた。

イ 運転手の給与

運転手は、本件式典が開催された日の12時40分から14時45分まで、市役所本庁舎と本件式典の会場である福岡国際会議場の間について市長及び秘書を乗せた公用車を運転することを勤務内容とする休日勤務を行い、2時間分の休日勤務手当の支給を受けた。

ウ 公用車の運行に係る燃料代

本件式典が開催された日の公用車の運行表には、運行経路として「石城町」、走行距離として「5km」と記録されており、当該運行のために費消された燃料の調達に要する経費（光熱水費）の支出があったものと認められる。

エ 市長の給料

以上のほか、請求人は、市長の給料月額額の40分の1相当額についても、本件式典への出席等に要した経費として監査を実施するよう求めるが、特別職である市長には勤務日及び勤務時間に関する定めがないこと並びに市長の給料の支給について定めた福岡市特別職職員の給与に関する条例において給料の減額に関する定めはないことから、本件式典への出席等を理由として、市長に対する給料の支出が違法・不当となることはあり得ないため、本件式典への出席等に要した経費とはいえない。

2 監査委員の判断

(1) 本件式典への出席等の公務該当性について

ア 請求人は、本件式典への出席等に要した経費を市の公金から支出したことにより市に損害が生じている旨主張する。

自治法によれば、第148条において「普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。」とされるときに、第232条第1項において「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務を処理するために必

要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。」とされる。

すなわち、地方公共団体の長が行った行為について要した経費を当該地方公共団体がその公金から支出することが許されるのは、当該行為が当該地方公共団体の事務と認められる場合に限られるものである。

したがって、本件式典への出席等についても、それに要した経費相当額の損害が本市に生じているか否か、すなわち当該経費に係る支出が違法・不当であるか否かは、一義的には、当該式典への出席等が地方公共団体としての本市の事務すなわち本市の公務に当たるか否かによって決せられるものと解される。

イ　ところで、地方公共団体の長又はその他の執行機関が、当該地方公共団体の特定の事務を遂行する過程において、その円滑又は適正な遂行を図ることを目的として、各種団体等が主催する会合に出席するなどの交際をすることは、社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、当該事務に随伴するものとして許容されると解されている（最高裁平成元年9月5日判決参照）。

また、特定の事務を遂行する過程において具体的な目的をもってされる交際ではなく、各種団体等との一般的な友好、信頼関係の維持増進を目的としてされる儀礼的交際であっても、①地方公共団体の役割（住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施すること（自治法第1条の2第1項））を果たすため相手方との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とすると客観的にみることができ、かつ、②社会通念上儀礼の範囲にとどまる限り、それもまた地方公共団体の事務に含まれるものとして許容されると解されている（最高裁平成18年12月1日判決参照）。なぜなら、地方公共団体の長等が地方公共団体の上記のような役割を実現するために果たすべき職責は広範多岐にわたり、他の機関、団体、私人等との友好、信頼関係を平素から維持しておかなければ成果を期し得ない事柄も多々あるためである。

本件式典への出席等は、特定の事務を遂行する過程において具体的な目的をもってされる交際と解することはできないが、本市内に事務所を置く主催者の役員には地元各界の関係者が名を連ねるとともに、市議会議員のほか市行政と大きな関わりを有する地元選出の国会議員や県関係者等の出席が見込まれていたことから、祝辞を述べ、あいさつをかわすことにより、それらの者（以下「式典関係者」という。）との友好、信頼関係を深めることが期待できたと考えられるため、本市の地方公共

団体としての役割を果たすうえで一定の意義を有するものであったと認められる。
(上記①に該当)

また、主催者からの招待により来賓として1時間程度出席したものであること、市長が述べた祝辞は前記のような内容で、主催者の特定の主義主張を支持、支援するようなものではなかったこと、本件式典への出席に伴い不要な金品の提供等はないことからみれば、社会通念上儀礼の範囲を超えてはいなかったと認められる。(上記②に該当)

以上のとおり、本件式典への出席等は、本市の地方公共団体としての役割を果たすため式典関係者との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的としたものと客観的にみることができ、かつ、社会通念上儀礼の範囲にとどまるものと解することができる。

ウ さらにいえば、本件式典は、祝日法において「建国をしのび、国を愛する心を養う」日とされた「建国記念の日」において、日本の建国を祝うことを主たる目的として、一般に公開された形で開催されたものと認められることから、市長が前記のような出席者とともに出席し、「建国記念の日」を祝う旨の祝辞を述べることは、本市の地方公共団体としての役割に沿うものと認められる。

エ したがって、市長が、本件式典への参加等を公務と判断し、関係職員にそれに要する経費に係る公金の支出等の処理をさせたことについて、裁量権の逸脱又は濫用はなかったものと解される。

(2) 請求人の各主張について

ア 請求人は、本件式典への出席等は、日本会議の改憲趣旨に賛成を表明したことと同義であり、憲法第99条に規定する公務員の憲法尊重擁護義務に違反する旨主張する。

しかしながら、本件式典への出席等は、前記のとおり、式典関係者との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とした儀礼的交際として行われたもので、主催者や日本会議が主張する憲法改正の趣旨に賛成を表明するために行われたものと認めるに足りる事情はうかがえない。外観的にも、本件式典への出席等をもって、当該趣旨に賛成を表明したとみられるものとも考えられない。

よって、請求人の主張は、失当である。

イ 請求人は、本件式典への出席等は、行政としての政治的中立性を踏みにじるものである旨主張する。

しかしながら、本件式典への出席等は、前記のとおり、主催者や日本会議の特定の主義主張を支持、支援することを目的としたものではなく、式典関係者との友好、信頼関係の維持増進を図ることを目的とした儀礼的交際として行われたものと認められることから、行政の中立的かつ公正な運営に反するものではない。

よって、請求人の主張は、失当である。

ウ 請求人は、祝辞の内容が偏見に満ち、国家主義的である旨主張する。

しかしながら、当該主張は、請求人らの平和主義等を基調とする歴史観や世界観に基づく「意見」を述べるものであり、本件式典への出席等が公務にあらずそれに要した経費の支出が違法・不当であるとする理由にはならないものと解される。

(3) まとめ

以上のとおり、本件式典への出席等は公務と認められ、請求人の主張はいずれも是認できないことから、本件式典への出席等に要した経費の支出が違法・不当であるとは認められない。

第4 結論

以上のことから、本件請求については、理由がないものと認め、これを棄却する。

(別表) 請求人一覧

天皇制に問題あり！ 福岡連絡会
福岡地区合同労働組合
靖国法案に反対する 福岡の会
サウンドデモ裁判原告 団
排外主義に NO！福岡
仏教徒非戦の会・福岡
博多湾会議
平和をあきらめない人 々のネットワーク・福岡

(個人 64 名については省略)